

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富山市長

市町村名 (市町村コード)	富山市 (162019)	
地域名 (地域内農業集落名)	西部地区 (羽根、久郷、下野、有沢、高田、金屋、下野新、寺町、五福、鶴島、石坂、五艘、安養坊)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域における担い手の確保状況は、認定農業者が6経営体、認定新規就農者3経営体と担い手はいるが、十分ではない。  
その他の農業者の状況として、当面は現状のまま営農を継続するが、集落営農組織や新規就農等による後継者が確保されない場合、廃業することが考えられる。  
農地は、一部、県営による公害特別防除農地整備事業が実施されているが、事業が実施されていない地域においては、農業用排水などの施設の老朽化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者がいない経営体が多いため、後継者の育成を含めて新規就農等を促進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	294 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	294 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く農用地、農業振興地域の農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 新規参入を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、地域の協議の場で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域の協議の場で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--